

別紙1（様式第1号関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び川崎町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、川崎町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に川崎町から転出した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （4）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に川崎町から転出した場合：半額
- 3 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有するものではありません。